○洲本市優しさを育み未来へつむぐ事業助成金交付要綱

平成31年３月29日告示第32号

改正

令和元年６月28日告示第７号

洲本市優しさを育み未来へつむぐ事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する事業者が行う社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供に要する費用の全部又は一部を市が予算の範囲内において助成することについて、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この要綱において「コミュニケーションツール」とは、洲本市障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例（平成29年洲本市条例第４号）第６条第２項に規定する事業者による障害者がコミュニケーション手段等を利用しやすい環境の構築に資する物品をいう。

（助成対象者）

第３条　助成の対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、市の区域内に主たる事務所又は事業所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　飲食業、物品販売業、医業、歯科医業その他不特定多数の者が利用し、かつ、障害者の利用が見込まれる事業を営む者

(２)　町内会

(３)　その他市長が特に必要と認める団体

２　前項の規定にかかわらず、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としないものとする。

(１)　洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第１号。以下「規則」という。）第３条第１項に規定する市税等の滞納者に該当する場合

(２)　洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条３号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

（助成対象経費）

第４条　助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げる事業の区分（以下「事業区分」という。）ごとに、それぞれ同表に定める経費であって、助成の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国、県又は市その他の団体が実施する事業により補助等（この要綱による助成を除く。）の対象となっている経費を除く。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、合理的配慮の提供に要した助成対象経費に助成対象経費ごとに別表に定める助成率を乗じて得た額（その額が同表に掲げる助成の限度額を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、事業が工事の施工の場合にあっては、算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　助成対象者が一の会計年度において助成金の交付を申請することができる回数は、事業区分ごとに１回限りとする。

（交付の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は、規則第３条の規定にかかわらず、助成金交付申請書（様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

２　前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定める書類のほか、助成対象経費の内容が確認できる見積書の写し、市歳入金情報に関する同意書（規則別記様式）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(１)　コミュニケーションツールの作成　コミュニケーションツールの仕様書の写し、市歳入金情報に関する同意書（規則別記様式）

(２)　物品の購入　次に掲げる書類

ア　物品の内容が確認できるカタログ等の写し、市歳入金情報に関する同意書（規則別記様式）

イ　物品内訳書（様式第２号）

(３)　工事の施工　次に掲げる書類

ア　工事計画書（様式第３号）

イ　工事図面

ウ　現況写真

（完了の報告）

第７条　助成対象者は、規則第13条の規定にかかわらず、助成金の交付の対象となる事業が完了したときは、30日以内に完了報告書（様式第４号）によりその実績を市長に報告しなければならない。

２　前項に規定する報告書には、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定める書類のほか、助成対象経費の内容が確認できる領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(１)　コミュニケーションツールの作成又は物品の購入　次に掲げる書類

ア　コミュニケーションツール又は物品の納品書の写し

イ　コミュニケーションツール又は物品の写真

(２)　工事の施工費　次に掲げる書類

ア　工事請負契約書の写し

イ　工事内訳書の写し

ウ　完成写真

（補則）

第８条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月28日告示第７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和元年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により行われた交付の申請等に係る補助金等については、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示で定められた様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表（第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の区分 | 助成の対象とする経費 | 助成率 | 助成限度額 |
| １　コミュニケーションツールの作成 | 点字メニュー若しくはコミュニケーション支援ボードの作成に要する経費又はチラシ等の音訳に要する経費その他コミュニケーションツールの作成に係る経費 | 10分の10以内 | 50,000円 |
| ２　物品の購入 | 筆談ボード、折り畳み式スロープ、手すりその他合理的配慮の提供に資する物品の購入に係る経費（１の項に規定する経費を除く。） | 10分の10以内 | 100,000円 |
| ３　工事の施工 | 簡易スロープ又は手すりの設置その他合理的配慮の提供に資する工事の施工に係る経費 | 10分の５以内 | 200,000円 |